

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

久留米市長

市町村名 (市町村コード)	久留米市 (402036)	
地域名 (地域内農業集落名)	宮ノ陣地域 (宮ノ陣・大杜・五郎丸・若松)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 8月 26日 (第1回)	

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

宮ノ陣地域は入作が少なく、職住一致型の農業経営タイプであり、農業全般に見られる後継者不足の程度も比較的低い。地域の農用地等は約197.5haであり、耕作者は200名(うち入作者35名)である。
地域農業の主なものは、米、麦、大豆などの土地利用型農業や、キュウリ、葉物(レタス)、イチゴなどの施設園芸農業であり、一部畜産業もある。地域内の一部に基盤整備がされていない不整形地があり、農作業効率の点で課題がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

将来の地域農業の農作物は、現状と同じく土地利用型農業と施設園芸農業(及び畜産業も含む)を中心とした複合経営を想定している。農業の担い手は、認定農業者や集落営農法人を想定している。現状で後継者不足の課題は少ないが、米価が低いと畑地化が進み、水利権も失うと、将来的に水田の担い手不足となる可能性がある。そのため、基盤整備などで農地の効率性を高めるなど、担い手不足に備えた動きを検討していく必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	197.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	197.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地等の間にある農地は、保全・管理を行う区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域の耕作者及び農作物の状況から、向こう10年のうちに集積・集約を進める必要性は低い、長期的には集落営農法人や大規模農家等への集積・集約を図る必要がある。米、麦などの土地利用型農業は集約が望ましいが、施設園芸農業は集約の必要性は低い。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地集約の手段として検討する必要性はある。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域内の一部農地に不整形地があり、効率性に課題があるため、農地中間管理機構関連農地整備事業などの活用も含め、今後検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
将来の地域農業は、各農家の後継者達が担っていく。その育成には、市や県、JAなどの研修等の支援を活用していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
他の地域で実施されている農業オペレーターや外国人労働者の派遣などがあれば、その活用も検討したい。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☒	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

スマート農業に関心を持つ農家もあるが、現状では情報収集に努め、採算性を見極める必要がある。